

個人情報保護のための取組の推進について

杉並区では、「杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準」や「杉並区情報セキュリティ対策基準」等に基づき、区が保有する個人情報等を適切に保護するための取組を実施しています。昨今、サイバー攻撃が世界的に流行する中、区の委託事業者において、ランサムウェアと呼ばれるウイルスを用いた攻撃により、データが暗号化される事案が発生しました。また、令和5年7月から8月にかけて実施された個人情報保護委員会による実地調査等において、委託及び再委託、ログの分析等の一部の事務について改善の指導があったこと等から、区全体として、より一層の対策を講じていく必要があります。

これらを踏まえて、下記のとおり個人情報保護のための取組を進めてきましたので、ご報告します。

記

1 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドラインの改訂

(1) 内容

個人情報を取り扱う委託契約を締結する際に添付する特記仕様書に以下のア～ウの内容を明記するよう、令和5年12月に「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」を改訂しました。

- ア 個人情報の安全管理措置を強化するために、契約期間内1回以上の受託者からの報告や、原則として年1回以上の実地検査等を実施すること。
- イ ウイルス対策等について、情報システムの安全性を継続的に確保するため、区と受託者であらかじめ協議のうえ、適切に実施すること。
- ウ 再委託を承認する場合には、再委託先との誓約書の取り交わしを受託者に義務付けること。

(2) 今後の対応

改訂内容については、令和6年度以降の契約から適用することとしています。

2 外部へのメール送信時のポップアップによる注意喚起

(1) 内容

メールを送信する際は、TO、CC、BCCの中から適切なものを選ぶ必要がありますが、設定の誤りにより個人情報（個人が特定できるメールアドレス）が漏れいする事案が、令和4年度と令和5年度に1件ずつ発生しました。この対策として、ダブルチェック等の人的な対策の徹底に加えて、外部にメールを送信する際に注意喚起の警告メッセージを表示するように、令和6年1月にシステムの改修を行いました。

(2) 今後の対応

人的対策と技術的対策を併用しながら、ミスの防止を徹底します。

3 情報システムの適正な運用の確認を目的としたログの定期点検

(1) 内容

各課の情報システムにおいて、ログの定期的な分析をさらに推進していく必要があるため、令和6年1月に、ログの確認方法を定めた手順書等を作成し、各課に共有しました。

(2) 今後の対応

手順書等を活用し、各課でログの点検を定期的に行い、その結果を情報管理課に報告することにより、情報システムが適正に運用されていることを確認していきます。